

# 「市民と議会の現段階と到達点」 議会調査2013結果報告

長野 基(首都大学東京)

# 調査概要

- 調査対象：全自治体議会（1789団体／  
47都道府県、23特別区、20政令市、  
769市、930町村。2013年1月4日現在）
- 実施期間：2013年1月～3月
- 調査方法：全自治体議会議長宛に質問紙送付
- 回答状況：回答数1566（回収率：87.5%）／  
（都道府県47、政令市20、特別区23、  
市762、町村714）

# 本日の報告内容

- 第1部：議会改革及び議会の状況
  - ①議会改革の推進体制
  - ②議会基本条例の制定と改正
  - ③地方自治法改正への対応
- 第2部：改革の基本項目の概況
- 第3部：分科会討議への基礎データ

# 議会改革の推進体制

1. 現在、特段の態勢はとっていない	25.7%	} <u>74</u> (%)
2. 議会運営委員会の案件として検討している	19.7%	
3. 特別委員会を設置して検討している	27.8%	
4. 議員のみで構成する調査会・検討会などで検討している	12.0%	
5. 議員以外の専門家あるいは市民も参加する組織で検討している	0.2% (3議会)	
6. 常設の議会改革推進組織を設置している	6.4%	
7. その他の態勢で検討している	5.0%	
8. 議会改革の取り組みは終了したので、態勢は解散している	3.1%	

# 議会基本条例の制定と改正

図1 議会基本条例の制定数の推移

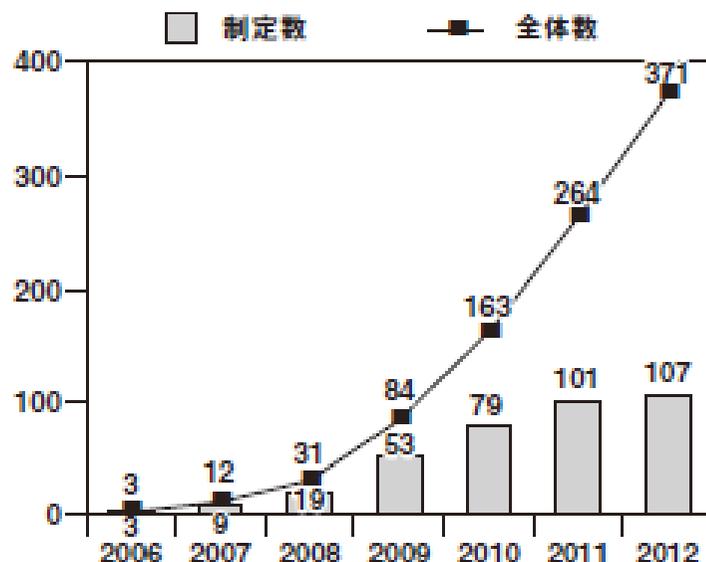
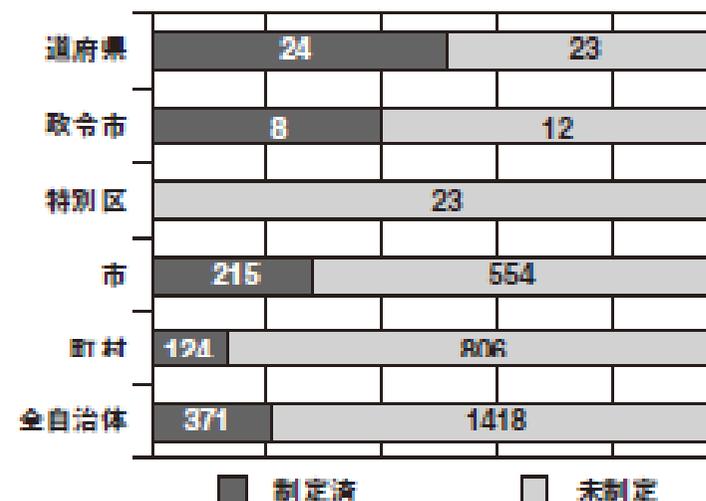


図2 議会基本条例制定自治体の割合



- 371議会 (全国自治体の20.7%)で制定
- 制定済み議会の約30%で改正を経験  
(改正の多くは政務活動費への移行関係)

# 地方自治法改正への対応

1. 「基本構想」策定義務の廃止を受けて、首長または議会による <b>基本構想の策定を条例で定めた</b>	13.5% (211議会)
2. 会期に関する法改正を受けて、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを期日とする「 <b>通年制</b> 」を条例で定めた	0.6% (9議会)
3. 議会の招集権に関する法改正を受けて、 <b>議長により臨時会が招集された</b>	0.8% (13議会)
4. 議事運営に関する法改正を受けて、 <b>本会議における公聴会開催または参考人招致</b> が実施された	2.2% (35議会)
5. 首長による「一般再議」請求の対象が拡大されたことを受けて、条例・予算以外での <b>計画等の議決</b> においても首長が再議を求めた	0.4% (6議会)

# 改革の基本項目の概況

- 議会への市民参加
  - …＞議会と市民との「対話の場」
- 議会における議員間討議
  - …＞討議回数・方法の実績
- 議会による情報公開
  - …＞議員の賛否公開
- 議会による政策形成
  - …＞議員立法／首長提出議案への修正

# 議会への市民参加

「議会として市民と  
直接対話する機会」

(市民との対話の場)

⇒ 40.5% (634議会)

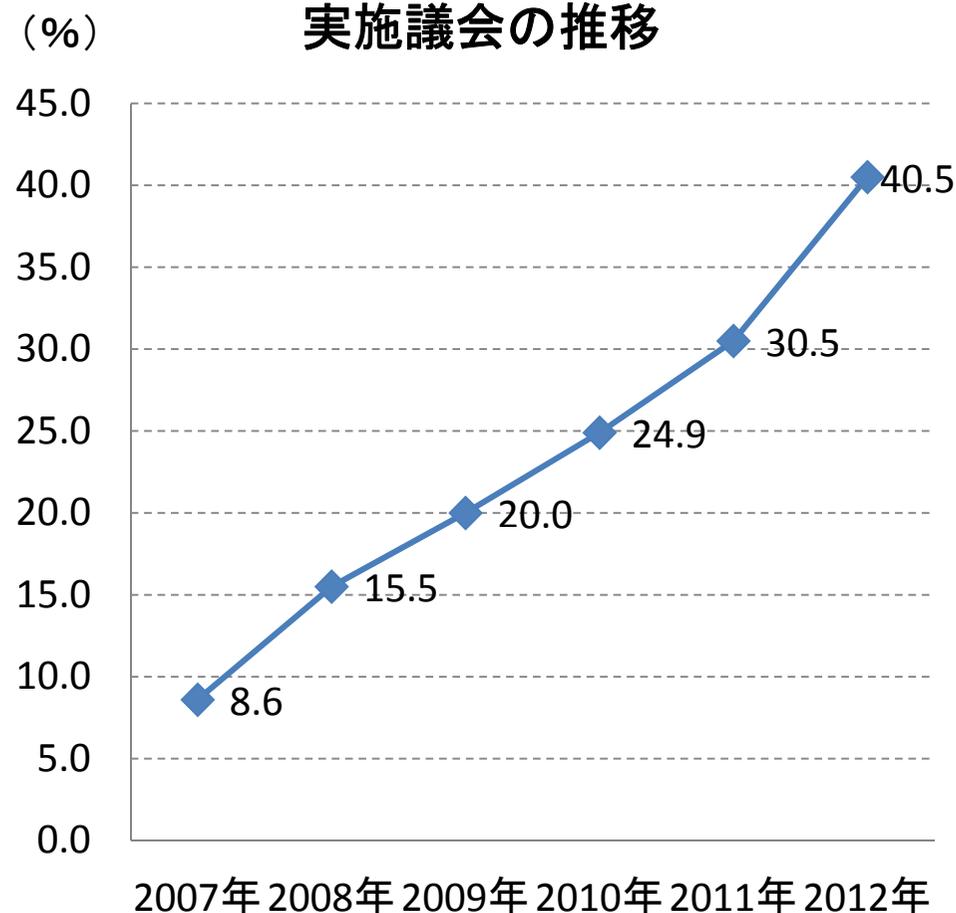
で実施。

(意見交換会／

懇談会／

議会報告会 等)

各年における「市民との対話の場」  
実施議会の推移



# 議会における議員間討議

2012年中の首長提出議案の審査における「議員間の討議」実施内容(複数回答)

1. 「質疑」の時間帯に、議事をとめて(暫時休憩等)行った

議会数 割合

54 3.4%

2. 「質疑」の時間帯に、議事をとめずに行った

36 2.3%

3. 「質疑」の時間とは区別して、議長・委員長の判断または議員の動議等により、議事をとめて、「議員間の討議(自由討議)」の場を設定して行った

54 3.4%

4. 「質疑」の時間とは区別して、議長・委員長の判断または議員の動議等により、議事をとめず、「議員間の討議(自由討議)」の場を設定して行った

88 5.6%

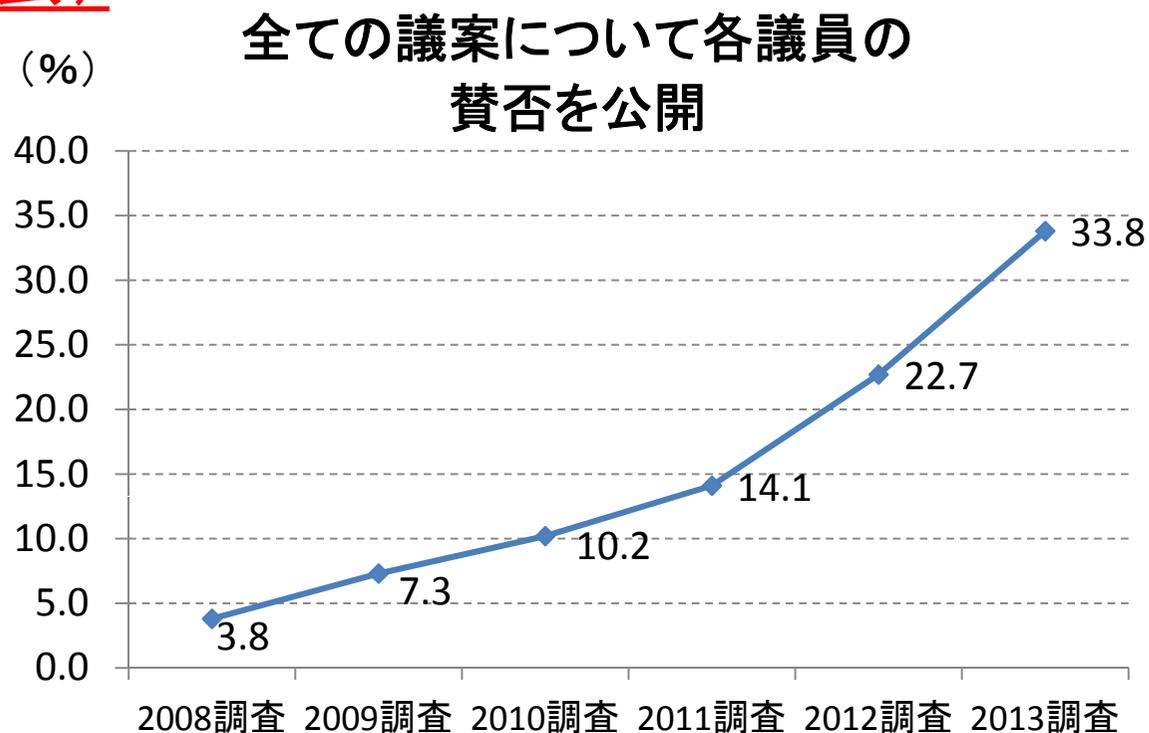
5. 「討論」の時間帯に、議員同士で賛否をめぐって相互に質問、反論する事実上の「議員間の討議(自由討議)」を行った

48 3.1%

# 議会による情報公開

- 議員個人または会派単位で「議案に対する賛否（対応、採決態度）公開」を実施している議会は **45.6% (720議会)**

↑  
2012調査  
(35.0%)



# 議会による政策形成

- 2012年1月1日～12月31日の間、議員または委員会からの“政策的な条例案”の提案は、8.4%（131議会）であり、5.4%（84議会）で可決を経験。
- 首長側提出議案（直接請求を除く）に対する議員による修正案提出は19.2%（301議会）で行われ、可決は10.2%（159議会）で経験。
- 「議員立法」「議案修正」の「提案・可決」割合は共に2009年以降の調査と同水準で推移。

# 分科会討議への基礎データ

- 第1分科会「市民と議会の対話とコミュニケーションツール」
  - …>「市民との対話の場」(内訳詳細)
- 第2分科会「計画・予算への取り組みと提言・評価活動への市民参加」
  - …> 専門的知見活用・附属機関への市民参加
  - …> 議会による事業・施策・計画の評価・点検
- 第3分科会「議会のミッション実現を調査と議事の双方から支えていく」
  - …> 議会事務局の人員増強／調査機能強化

# 「市民との対話の場」の実施内容

2012年の1年間における企画趣旨(複数回答)	議会数	割合
1. 議会報告会として	420	26.8%
2. 特定の団体等との意見交換・懇談会として	287	18.3%
3. 住民の誰もが参加できる場として	273	17.4%
4. 特定テーマについての意見交換の場として	252	16.1%

## 参考

2011年の1年間における企画趣旨(複数回答)	議会数	割合
1. 議会報告会として	257	17.3%
2. 特定の団体等との意見交換・懇談会として	217	14.5%
3. 住民の誰もが参加できる場として	188	12.6%
4. 特定テーマについての意見交換の場として	186	12.4%

# 専門的知見活用・附属機関への 市民参加

2012年1月1日～12月31日の間に、附属機関や調査機関を設置しての調査検討や、専門的知見の活用、外部有識者等の助言を得る活動等を、議会として行ったことがありますか？（複数回答）

1. 地方自治法100条の2にもとづく専門的知見の活用を行った

議会数 割合

15 1.0%

2. 議員以外に**公募市民**や外部有識者（学識者）等が参加する機関を設置して、調査検討を行った

10 0.6%

3. **公募市民**や外部有識者（学識者）等、議員以外で構成される機関を設置して、調査検討を行った

5 0.3%

# 議会による事業・施策・計画の 評価・点検

2012年1月1日～12月31日の間に、議会が評価主体となる事務事業評価、施策評価等の行政の評価を行いましたか？(複数回答)	議会数	割合
1. 事務事業評価を行った	39	2.5%
2. 施策評価を行った	12	0.8%
3. 政策評価を行った	3	0.2%
4. 自治体計画の進捗評価を行った	8	0.5%

# 議会事務局の人員増強

問：2008年1月1日～2012年12月31日の直近5年間において、  
厳しい財政状況の下にあっても、議長の人事権を活用した  
**職員の増員(配置)に成功したなど**、議会事務局の人材増強  
に関して、実現した取り組みはありますか？

実現内容(複数回答)	議会数	割合
1. 議会事務局正規職員の増員	83	5.3%
2. 政策法務担当職員の配置または増員	52	3.3%
3. 専門家の任期付登用	3	0.2%
4. 非正規職員の配置または増員	75	4.8%
5. 人員配置面で独自の強化策を実施しているが、「1」～「4」には該当しない	49	3.1%

# 議会事務局の機能強化

問：2008年1月1日～2012年12月31日の直近5年間において、  
職員の人事交流による研修・育成など、議会事務局の調査  
機能拡充に関して、各議長会等実施の研修受講以外で  
行った取り組みはありますか？

実施内容(複数回答)	議会数	割合
1. 衆議院・参議院・都道府県議会事務局への 研修派遣	10	0.6%
2. 大学等の専門研究機関との連携	13	0.8%
3. 地元図書館との連携	12	0.8%
4. 住民団体・NPOとの連携	1	0.1%
5. 近隣自治体(一部事務組合構成自治体等) 議会事務局との合同政策調査	58	3.7%

# 最後に

- 調査結果の詳細は、「議会改革白書2013」をご購入いただき、ご参照頂ければ幸いです。
- 御清聴を感謝致します。